

「中学生の職場体験」都庁内推進会議設置要綱

(設置)

第1 東京都が実施する「中学生の職場体験」事業を推進するため、円滑な実施や支援の在り方及び関係機関等との連携方策等について関係部局の協力により検討を行うことを目的として、「中学生の職場体験」事業推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 職場体験の受入促進のための行政、企業、業界団体等への働きかけの在り方について
- (2) 職場体験の受入先を確保するための都庁及び都庁に関連する職場の開拓について
- (3) 職場体験実施の啓発活動について
- (4) その他、職場体験の支援に資する事項

(構成)

第3 推進会議は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- (1) 委員長は青少年・治安対策本部青少年対策担当部長を、副委員長は教育庁指導部義務教育指導課長をもって充てる。
- (2) 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(運営等)

第4 推進会議の運営等は、次のとおりとする。

- (1) 推進会議は、委員長が招集し主宰する。
- (2) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係職員及び企業、業界団体等の出席を求めることができる。

(庶務)

第5 推進会議の庶務は、東京都青少年・治安対策本部総合対策部及び教育庁指導部において処理する。

(補則)

第6 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。